

ダイワのNISA取扱規定 新旧対照表

(下線部分改正)

現行	改正
第1条 規定の趣旨 この規定は、租税特別措置法第9条の8に規定する配当所得の非課税及び同法第37条の14に規定する譲渡所得等の非課税の特例（以下、「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために大和証券株式会社（以下、「当社」といいます。）に開設された非課税口座を管理する取引口座、並びに同法第9条の9に規定する配当所得の非課税及び同法第37条の14の2に規定する譲渡所得等の非課税の特例（以下、「未成年者口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために当社に開設された未成年者口座及び課税未成年者口座を管理するそれぞれの取引口座について、お客様（取引口座の口座名義人を指します。）と当社との権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。 2. 非課税口座を管理する取引口座、並びに未成年者口座及び課税未成年者口座を管理するそれぞれの取引口座における取引やサービス等に関する事項は、この規定に定めがある場合を除き、大和証券総合取引約款（以下、「総合取引約款」といいます。）等及び租税特別措置法その他の法令によるものとし、総合取引約款等又は法令が変更されたときは、その内容に応じて取扱うものとしします。 第2条 取引口座 お客様が当社にて非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、お客様は通常の取引口座とは別に非課税口座を管理する取引口座を開設いただく必要があります。非課税口座内の上場株式等以外の有価証券等の取引や管理及び金銭の入出金等に利用する通常の取引口座を主口座といい、非課税口座を管理する取引口座をNISA口座といいます。	第1条 規定の趣旨 この規定は、租税特別措置法第9条の8に規定する配当所得の非課税及び同法第37条の14に規定する譲渡所得等の非課税の特例（以下、「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために大和証券株式会社（以下、「当社」といいます。）に開設された非課税口座及び<u>特定課税未成年者口座</u>を管理する取引口座、並びに同法第9条の9に規定する配当所得の非課税及び同法第37条の14の2に規定する譲渡所得等の非課税の特例（以下、「未成年者口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために当社に開設された未成年者口座及び課税未成年者口座を管理するそれぞれの取引口座について、お客様（取引口座の口座名義人を指します。）と当社との権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。 2. 非課税口座及び<u>特定課税未成年者口座</u>を管理する取引口座、並びに未成年者口座及び課税未成年者口座を管理するそれぞれの取引口座における取引やサービス等に関する事項は、この規定に定めがある場合を除き、大和証券総合取引約款（以下、「総合取引約款」といいます。）等及び租税特別措置法その他の法令によるものとし、総合取引約款等又は法令が変更されたときは、その内容に応じて取扱うものとしします。 第2条 取引口座 お客様が当社にて非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、お客様は通常の取引口座とは別に非課税口座を管理する取引口座及び<u>特定課税未成年者口座</u>を管理する口座を開設いただく必要があります。非課税口座内の上場株式等以外の有価証券等の取引や管理及び金銭の入出金等に利用する通常の取引口座を主口座といい、非課税口座を管理する取引口座をNISA口座といいます。<u>18歳未満の非課税口座を管理する取引口座をこどもNISA口座といい、特定課税未成年者口座を管理する口座を課税こどもNISA口座といいます。</u> 2. <u>こどもNISA口座を開設している場合、別途定める場合を除き、NISA口座をこどもNISA口座と読み替えて、本規定を適用します。</u> 3. <u>18歳未満の未成年者のお客様がこどもNISA口座を開設される場合には、主口座及びこ</u>

新 設

現行	改正
2. ～6. (省 略) 第4条 N I S A口座を通じた取引 「<u>非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資約款</u>」で定義されている上場株式等のうち当社が認めた商品及び取引についてN I S A口座で取扱います。 2. (省 略) 3. 当年非課税枠（「<u>非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資約款</u>」に定める非課税口座の上限額又は未成年者口座の上限額について、以下、「非課税上限額」といいます。）が設定されている特定累積投資勘定・特定非課税管理勘定・非課税管理勘定・累積投資勘定（以下、「特定累積投資勘定等」といいます。）にて受け入れている上場株式等を譲渡した場合であっても、非課税枠の未使用額は増加することなく、非課税枠の再利用はできません。また、当年の非課税枠の未使用額について翌年以降に繰越して利用することもできません。 4. ～5. (省 略) 第5条 取得対価の額の合計額が非課税上限額を超える場合の取扱い N I S A口座にて買付約定後、取得対価の額の合計額が非課税上限額を超えると判明した場合、当社はお客様に速やかに連絡を行いますので、特定累積投資勘定等に受入れる上場株式等の数量等をご指示ください。当社は、お客様よりご指示を受けた場合にはそのご指示に従って取扱います。 2. (省 略) 新 設	どもN I S A口座が開設されます。なお、主口座には制度上、課税こどもN I S A口座が開設されます。 4. <u>課税こどもN I S A口座は、こどもN I S A口座に係る金銭を管理するための口座であり、有価証券の売買を行うことはできず、また有価証券を保有することもできません。課税こどもN I S A口座は基本的に金銭の管理のみを行う口座であり、「非課税上場株式等管理、非課税累積投資、特定非課税累積投資及び特定課税未成年者口座管理約款」第47条に定める通り、課税こどもN I S A口座外への払出しについては制限がかかっています。</u> 5. ～9. (現行どおり) 第4条 N I S A口座を通じた取引 「<u>非課税上場株式等管理、非課税累積投資、特定非課税累積投資及び特定課税未成年者口座管理約款</u>」で定義されている上場株式等のうち当社が認めた商品及び取引についてN I S A口座で取扱います。 2. (現行どおり) 3. 当年非課税枠（「<u>非課税上場株式等管理、非課税累積投資、特定非課税累積投資及び特定課税未成年者口座管理約款</u>」に定める非課税口座の上限額又は未成年者口座の上限額について、以下、「非課税上限額」といいます。）が設定されている特定累積投資勘定・特定非課税管理勘定・未成年者特定累積投資勘定・非課税管理勘定・累積投資勘定（以下、「特定累積投資勘定等」といいます。）にて受け入れている上場株式等を譲渡した場合であっても、非課税枠の未使用額は増加することなく、非課税枠の再利用はできません。また、当年の非課税枠の未使用額について翌年以降に繰越して利用することもできません。 4. ～5. (現行どおり) 第5条 取得対価の額の合計額が非課税上限額を超える場合の取扱い N I S A口座にて買付約定後、取得対価の額の合計額が非課税上限額を超えると判明した場合、当社はお客様に速やかに連絡を行いますので、特定累積投資勘定等（<u>未成年者特定累積投資勘定を除きます。</u>）に受入れる上場株式等の数量等をご指示ください。当社は、お客様よりご指示を受けた場合にはそのご指示に従って取扱います。 2. (現行どおり) 3. <u>未成年者特定累積投資勘定において、こどもN I S A口座にて買付約定後、取得対価の額の合計額が非課税上限額を超えると判明した場合、当社は超過買付となる約定自体を取消しいたします。</u>

現行	改正
第7条 積立投資の取扱い (省 略) 2. 積立投資の1回あたりの買付金額のお申込にあたっては当社が別途定めるダイワのN I S A取扱規定金額の範囲内とします。なお、特定累積投資勘定等にてこの金額を超える取引を行っている場合には、<u>「非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資約款」</u>に定める勘定の種類の変更を行うことはできません。	第7条 積立投資の取扱い (現行どおり) 2. 積立投資の1回あたりの買付金額のお申込にあたっては当社が別途定めるダイワのN I S A取扱規定金額の範囲内とします。なお、特定累積投資勘定等にてこの金額を超える取引を行っている場合には、<u>「非課税上場株式等管理、非課税累積投資、特定非課税累積投資及び特定課税未成年者口座管理約款」</u>に定める勘定の種類の変更を行うことはできません。
第8条 主口座とN I S A口座との間の金銭振替 (省 略) 2. (省 略) 3. N I S A口座にて上場株式等を譲渡し又は配当金等を受入れた場合は、その受入れた譲渡代金や配当金等についてN I S A口座から主口座への金銭振替を自動的に行います。 4. 第13条のオンライントレードを利用して行う上場株式等の買付代金に充当するための金銭の振替やN I S A口座にあるお預り金の主口座への振替はお客様自ら行っていただきます。 5. ～7. (省 略)	第8条 主口座とN I S A口座との間の金銭振替 (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. N I S A口座にて上場株式等を譲渡し又は配当金等を受入れた場合は、その受入れた譲渡代金や配当金等についてN I S A口座から主口座への金銭振替を自動的に行います。<u>なお、こどもN I S A口座にて受入れた譲渡代金や配当金等については、課税こどもN I S A口座へ自動的に金銭振替します。</u> 4. 第13条のオンライントレードを利用して行う上場株式等の買付代金に充当するための金銭の振替やN I S A口座にあるお預り金の主口座への振替はお客様自ら行っていただきます。<u>ただし、こどもN I S A口座での買付代金に充当する際は自動的に金銭振替します。</u> 5. ～7. (現行どおり)
第9条 主口座等とN I S A口座との間の証券振替 (省 略) 2. N I S A口座内で株式累積（積立）投資にかかる上場株式等が単元株式数又は売買単位等に到達した場合であっても、お客様より単元株式等への振替のお申し出がない限り、総合取引約款第5章株式累積（積立）投資取引にかかわらず引き続き非課税の特例の適用を受けるため株式累積（積立）投資として管理します。お客様が議決権の行使や株主優待等の株主等の権利を享受する又は単元株式等として売却するため単元株式等への振替を希望される場合は、当社は所定の方法によりお申し出を受けて、原則として主口座へ払出し単元株式等への振替を行います。非課税管理勘定・累積投資勘定で取得した上場株式等については同じ勘定年単位、特定累積投資勘定・特定非課税管理勘定で取得した上場株式等については同じ勘定種類単位で主口座へ払出さずにN I S A口座内で単元株式等への振替を行うことができます。	第9条 主口座等とN I S A口座との間の証券振替 (現行どおり) 2. N I S A口座内で株式累積（積立）投資にかかる上場株式等が単元株式数又は売買単位等に到達した場合であっても、お客様より単元株式等への振替のお申し出がない限り、総合取引約款第5章株式累積（積立）投資取引にかかわらず引き続き非課税の特例の適用を受けるため株式累積（積立）投資として管理します。お客様が議決権の行使や株主優待等の株主等の権利を享受する又は単元株式等として売却するため単元株式等への振替を希望される場合は、当社は所定の方法によりお申し出を受けて、原則として主口座へ払出し単元株式等への振替を行います。非課税管理勘定・累積投資勘定で取得した上場株式等については同じ勘定年単位、特定累積投資勘定・特定非課税管理勘定・<u>未成年者特定累積投資勘定</u>で取得した上場株式等については同じ勘定種類単位で主口座へ払出さずにN I S A口座内で単元株式等への振替を行うことができます。

現行	改正
第11条 非課税管理勘定等終了時の取扱い 当社は、非課税管理勘定・累積投資勘定終了時において、「<u>非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資約款</u>」に定める新たに設けられる特定累積投資勘定等への移管の方法を除き、原則として終了時点で対象となる上場株式等を主口座へ払出します。なお、主口座に特定口座を開設されている場合には、お客様より特定口座以外の口座への払出のお申し出がない限り、第10条第2項に定める払出し時の価格をもって特定口座へ受入れます。	第11条 非課税管理勘定等終了時の取扱い 当社は、非課税管理勘定・累積投資勘定終了時において、「<u>非課税上場株式等管理、非課税累積投資、特定非課税累積投資及び特定課税未成年者口座管理約款</u>」に定める新たに設けられる特定累積投資勘定等への移管の方法を除き、原則として終了時点で対象となる上場株式等を主口座へ払出します。なお、主口座に特定口座を開設されている場合には、お客様より特定口座以外の口座への払出のお申し出がない限り、第10条第2項に定める払出し時の価格をもって特定口座へ受入れます。
第12条の2 累積投資勘定での積立投資に係る手数料の取扱い 特定累積投資勘定・累積投資勘定での株式等の累積（積立）投資、投資信託の積立投資において、売買等に係る手数料は、以下の通り取扱います。 (1) 株式等の累積（積立）投資 ① 特定累積投資勘定・累積投資勘定で株式等の累積（積立）投資に係る売買を行うにあたって、総合取引約款第5章株式累積（積立）投資取引に規定する所定の手数料（委託手数料）については、上場有価証券等書面に記載の委託手数料をお支払いいただきます。なお、この委託手数料の上限は、約定代金の1.265%となります。 ② 特定累積投資勘定・累積投資勘定で株式等の累積（積立）投資契約を締結する場合、総合取引約款第5章株式累積（積立）投資取引に規定する累投口座管理料は、いただいておりません。 (2) 投資信託の積立投資 ① 特定累積投資勘定・累積投資勘定で投資信託受益証券又は受益権の取得又は返還の申込みを行うにあたって、総合取引約款第4章積立投資取引に規定する所定の手数料（信託財産留保額などの投資信託の信託財産に帰属するものを除きます。）については、いただいておりません。 ② 特定累積投資勘定・累積投資勘定で投資信託受益証券又は受益権をお預りするにあたって、料金（口座管理料）はいただいておりません。	第12条の2 累積投資勘定での積立投資に係る手数料の取扱い 特定累積投資勘定・累積投資勘定・<u>未成年者特定累積投資勘定</u>での株式等の累積（積立）投資、投資信託の積立投資において、売買等に係る手数料は、以下の通り取扱います。 (1) 株式等の累積（積立）投資 ① 特定累積投資勘定・累積投資勘定・<u>未成年者特定累積投資勘定</u>で株式等の累積（積立）投資に係る売買を行うにあたって、総合取引約款第5章株式累積（積立）投資取引に規定する所定の手数料（委託手数料）については、上場有価証券等書面に記載の委託手数料をお支払いいただきます。なお、この委託手数料の上限は、約定代金の1.265%となります。 ② 特定累積投資勘定・累積投資勘定・<u>未成年者特定累積投資勘定</u>で株式等の累積（積立）投資契約を締結する場合、総合取引約款第5章株式累積（積立）投資取引に規定する累投口座管理料は、いただいておりません。 (2) 投資信託の積立投資 ① 特定累積投資勘定・累積投資勘定・<u>未成年者特定累積投資勘定</u>で投資信託受益証券又は受益権の取得又は返還の申込みを行うにあたって、総合取引約款第4章積立投資取引に規定する所定の手数料（信託財産留保額などの投資信託の信託財産に帰属するものを除きます。）については、いただいておりません。 ② 特定累積投資勘定・累積投資勘定・<u>未成年者特定累積投資勘定</u>で投資信託受益証券又は受益権をお預りするにあたって、料金（口座管理料）はいただいておりません。
第13条 オンライントレード (省 略) (1)～(2) (省 略) (3) オンライントレードにて上場株式等の売却をした場合は、第8条第3項によりその売	第13条 オンライントレード (現行どおり) (1)～(2) (現行どおり) (3) オンライントレードにて上場株式等の売却をした場合 <u>(こどもNISA口座を除き</u>

現行	改正
却代金をN I S A口座から主口座へ自動的に振替えます。 <u>新 設</u> (4)～(5) (省 略) 第14条 その他留意事項 (省 略) (1)～(4) (省 略) (5) N I S A口座にて生じたお預り金があっても、総合取引約款第8章に定める自動運用買付やスウィープサービスは行われません。当該サービスを利用される場合は、N I S A口座より主口座へ当該お預り金を振替える必要があります。 (6)～(8) (省 略) <u>新 設</u> 第16条 通知の効力 (省 略)	ます。)は、第8条第3項によりその売却代金をN I S A口座から主口座へ自動的に振替えます。 (4) <u>オンライントレードにてこどもN I S A口座の上場株式等を売却した場合は、第8条第3項によりその売却代金をこどもN I S A口座から課税こどもN I S A口座へ自動的に振替えます。</u> (5)～(6) (現行どおり) 第14条 その他留意事項 (現行どおり) (1)～(4) (現行どおり) (5) N I S A口座にて生じたお預り金があっても、総合取引約款第8章に定める自動運用買付やスウィープサービスは行われません。当該サービスを利用される場合は、N I S A口座より主口座へ当該お預り金を振替える必要があります。<u>ただし、こどもN I S A口座から課税こどもN I S A口座へ振替えられた金銭等（こどもN I S A口座における上場株式等の売却代金を含みます。）については、総合取引約款第8章に定める自動運用買付やスウィープサービスの対象とならず、また、スウィープサービス取扱規定に定める当社が銀行代理店として取扱う円普通預金口座との自動入出金サービスの対象外となります。</u> (6)～(8) (現行どおり) 第16条 <u>こどもN I S A口座及び課税こどもN I S A口座における留意事項</u> (1) <u>租税特別措置法第37条の14に規定する災害等事由による返還等を行う場合、お客様は租税特別措置法施行令第25条の13第31項に定める手続を行う必要があります。</u> (2) <u>こどもN I S A口座を開設しているお客様がその年の3月31日において12歳である年の1月1日以降、当社が別途定める一定の要件を満たすときは、課税こどもN I S A口座からの払出制限が解除されます。なお、お客様がその年の3月31日において18歳である年の1月1日（基準年）に達したときは、当該払出制限は全面解除されます。</u> (3) <u>こどもN I S A口座を開設しているお客様がその年の1月1日において18歳である年を迎えたことにより租税特別措置法第37条の14第32項の規定に基づいてN I S A口座に自動的に移行する場合、こどもN I S A口座で行っている積立投資は、N I S A口座において継続するものとします。</u> 第17条 通知の効力 (現行どおり)

現行	改正
第17条 規定の変更 (省 略)	第18条 規定の変更 (現行どおり)
附 則 この規定は、 <u>2025年5月12日</u> より適用されます。	附 則 この規定は、 <u>2026年10月1日</u> より適用されます。
<u>新 設</u>	2. <u>前項の定めにかかわらず、未成年者特定累積投資勘定及び特定課税未成年者口座を通じた取引並びにこれに係る非課税の特例は、2027年1月1日より適用されます。なお、2026年10月1日から2026年12月31日までの間における同口座の開設の申込みその他の準備行為については、この規定の定めに従い取扱うものとします。</u>
以 上	以 上